

スルガフリーローン取引規定

お客さまが、SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社の保証に基づき、スルガ銀行株式会社(以下、「当社」という。)と行うローン取引については、次の規定(以下、「本規定」という。)のとおりといたします。

第1条 利率の変更

借入要項記載の利率は変更しないものとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当社は、借入要項記載の利率を一般に行われる程度のものに変更することができます。

第2条 口座振替

1. 本規定による借入金債務については、借入要項の預金口座(以下、「指定口座」という。)から総合口座(普通預金)取引規定に基づく払戻請求書の発行等お客さまのなすべき手続きを行うことなく、当社において任意の方法により次号の取引をして下さい。
 - (1) 融資金は融資日に指定口座に振り込みをして下さい。
 - (2) 融資金に対する約定返済履行日に約定弁済金ならびに利息額を引き落としのうえ、支払に充当して下さい。なお引き落としに際しては、事前、事後ともに何らの通知、連絡は要しません。
2. 約定返済日に前項2号の指定口座の残高が約定弁済金および利息額に不足する場合は直ちに不足額を預け入れますから、預け入れ後いつでも当社において損害金、その他この契約により支払うべき金額を加算し、前項に準じて処理して下さい。
3. 本規定に基づき必要とする印紙代、その他本規定に関してお客さまの負担となる一切の費用について、当社は、返済日にかかわらず本条1項と同様の方法により指定口座から払い戻しのうえ、これに充当して下さい。
4. 指定口座より引き落とす際、指定口座より支払をなすべきものがあるときは、その支払と前項による引き落としのいずれを先にされてもさしつかえありません。
5. 氏名、住所、印章等届出事項に変更があったとき、もしくは指定口座の変更または指定口座からの振り替えを解除する場合は、直ちに書面により当社に届け出します。
6. 当社が本規定に基づいて取り扱いをしたことにより、万一事故、損害等が生じた場合でも、お客さまが一切の責を負い、当社にはご迷惑をおかけしません。

第3条 担保

債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、請求によって直ちに当社の承認する担保もしくは増担保を差し入れ、または保証人をたてもしくはこれを追加します。

第4条 期限の利益の喪失

1. お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社から通知催告等がなくても、お客さまは、当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
 - (1) 支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) お客さままたは保証人の預金その他の当社に対する債権について仮差押え、保全差押えまたは差押えの命令、通知が発送されたとき。
 - (4) 住所変更の届出を怠るなどお客さまが責任を負わなければならない理由によって、当社にお客さまの所在が不明となったとき。
 - (5) 相続が開始し、当社が合理的な努力により調査したにもかかわらず相続人がみつからないとき。
2. 次の各場合には、当社の請求によって、お客さまは、債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
 - (1) お客さまが債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) 担保の目的物について差押え、または競売手続の開始があったとき。

- (3) お客さまが本規定に違反したとき。
- (4) 保証人が前項または本項の各号の一つにでも該当したとき。
- (5) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第5条 相殺

1. 期限の到来、期限の利益の喪失によって、お客さまが債務の残額を弁済しなければならない場合には、当社は、その債務とお客さまの預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。
2. 前項の相殺ができる場合には、当社は、事前の通知および所定の手続きを省略し、お客さまにかわり諸預け金等を受領し債務の弁済に充当することもできます。
3. 前2項による相殺の場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は当社の定めによります。

第5条の2 同前

1. お客さまは、弁済期にあるお客さまの預金その他の債権とお客さまの当社に対する債務とを、その債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. お客さまが相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当社に提出します。
3. お客さまが相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期限を相殺通知の到達の日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとし、なお、期限前弁済について特別の手数料の定めがあるときは、その定めによります。

第6条 充当の指定

弁済または第5条による相殺の場合、お客さまの債務全額を消滅させるに足りないときは、当社は、適当と認める順序方法により充当することができ、お客さまは、その充当に対しては異議を述べません。

第6条の2 同前

1. 第5条の2によりお客さまが相殺する場合、お客さまの債務全額を消滅させるに足りないときは、お客さまは、お客さまの指定する順序方法により充当することができます。
2. お客さまが前項による指定をしなかったときは、当社は、適当と認める順序方法により充当ことができ、その充当に対しては、お客さまは異議を述べません。
3. 第1項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は、遅滞なく異議を述べたうえで、担保、保証の有無、軽重、処分の難易などを考慮して当社の指定する方法により充当することができます。

第7条 危険負担、免責条項等

1. お客さまが当社に差し入れた証書が、事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、当社から請求があれば直ちに代わり証書を差し入れます。この場合に生じた損害については当社になんらの請求をしません。
2. お客さまの差し入れた担保について前項のやむを得ない事情によって損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしません。
3. 当社が証書に押印された印章を、お客さまの届出た印鑑と、相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取引したときは、証書、印章について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害はお客さまの負担とし、証書の記載文言にしたがって責任を負います。
4. お客さまに対する権利の行使もしくは保全または担保の取り立てもしくは処分に要した費用、およびお客さまの権利を保全するため当社の協力を依頼した場合に要した費用は、お客さまが負担します。

第8条 届出事項の変更

1. 氏名、住所、自宅電話番号、職業、勤務先、勤務先電話番号その他届出事項に変更があったときには、直ちに書面によって届出をします。
2. 前項の届出を怠ったため、当社からなされた通知または送付された書類等が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとします。

第9条 報告および調査

1. 財産、経営、業況について当社から請求があったときは、直ちに報告し、または調査に必要な便益を提供します。
2. 前項の事項について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社からの請求がなくても直ちに報告します。

第10条 保証会社を含む保証人に関する特約

1. お客さまは、当社が保証会社を含む保証人およびその包括承継人または債務を引き受けた者の一部に対して、履行の請求を行った場合は、お客さまにも請求の効力が及ぶことに予め同意します。
2. お客さまは、保証会社を含む保証人（お客さまの委託を受けていない保証人を含みます。）から当社に対して請求があったときは、当社が、保証人に対し、民法458条の2所定の情報（主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額）を提供することに予め同意するものとします。

第11条 公正証書作成義務

お客さまおよび保証人は、当社の請求があるときは、直ちに本規定による債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書を作成するため必要な手続きをします。このために要した費用はお客さまおよび保証人が連帯して負担します。

第12条 個人情報の取り扱いに関する同意

お客さまは、別途定めのある「個人情報の取り扱いに関する同意書」の内容に同意します。

第13条 反社会的勢力の排除

1. お客さままたは保証人は、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. お客さままたは保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - （1）暴力的な要求行為。
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

3. お客さままたは保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して当社に虚偽の申告をしたことが判明し、お客さまとの取引を継続することが不適切であると当社が判断した場合には、当社からの請求によってお客さまは当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。また当社は、お客さまに通知することなく一切の取引を停止し、お客さまに通知のうえで本契約を含む一切の契約等を解約できるものとします。
4. 前項の規定により、お客さままたは保証人に損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客さままたは保証人がその責任を負います。
5. 第3項および第4項の規定により、債務が完済されたときに、本規定は失効するものとします。

第14条 成年後見人等の届出

1. お客さまについて家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当社に届け出します。また、お客さまの補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様当社に届け出します。
2. お客さまについて家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときには、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当社に届け出します。
3. お客さまもしくはお客さまの補助人・保佐人・後見人について、すでに家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始しているとき、または、家庭裁判所の審判により、お客さまについて任意後見監督人の選任がなされているときにも、前二項と同様に、ただちに書面により当社に届け出します。
4. 前三項の届出内容に取消または変更が生じたときにも同様に、ただちに書面により当社に届出します。
5. 前四項の届出前に、当社が各届出前の状況を前提として手続きを行った場合には、それにより生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

第15条 取引規定の変更

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について 当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

第16条 合意管轄

この取引に関して訴訟その他法的手続きの必要が生じたときには、当社の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以 上
(2020年4月1日現在)